

農地を貸したい！ 借りたい！ そんな時は

農地中間管理事業！！

<事業のフロー>

貸したい！

農地の利用調整！

借りたい！



出し手
(農地を貸したい方)
リタイアする農業者等

機構へ
貸し付け



農地中間管理機構
(みやぎ農業振興公社)

機構から
借り受け



受け手
(農地を借りたい方)
規模拡大農業者等

連携・協力

県・市・農業委員会等

<農地中間管理事業とは・・・>

- 農地中間管理機構(みやぎ農業振興公社)が県・市・農業委員会等と連携し、出し手と受け手の間を取り持って、「農地のリレー」をお手伝いする事業です。

※地域計画(目標地図)との一体的推進!

<地域計画(目標地図)とは・・・>

- これまでの「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地中間管理機構を通じた農地の集約化等を推進します。(改正基盤強化法:令和5年4月施行)

<事業活用の主なメリット>

出し手

- 公的機関(機構)が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接、賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間終了後は、確実に農地が戻ります。

受け手

- 農地の集積・集約化をサポートします。
- 農地所有者が複数いても、契約は機構だけです。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。

<手数料徴収について>

- 賃借料に対して1%の手数料を毎年機構に収めていただくこととなります。

※徴収した手数料は、農地中間管理事業を推進するための、国の補助対象と
ならない経費等に活用されます。



宮城県農地中間管理機構 (公益社団法人みやぎ農業振興公社)



農地中間管理事業に係る

石巻市農地相談窓口のご案内

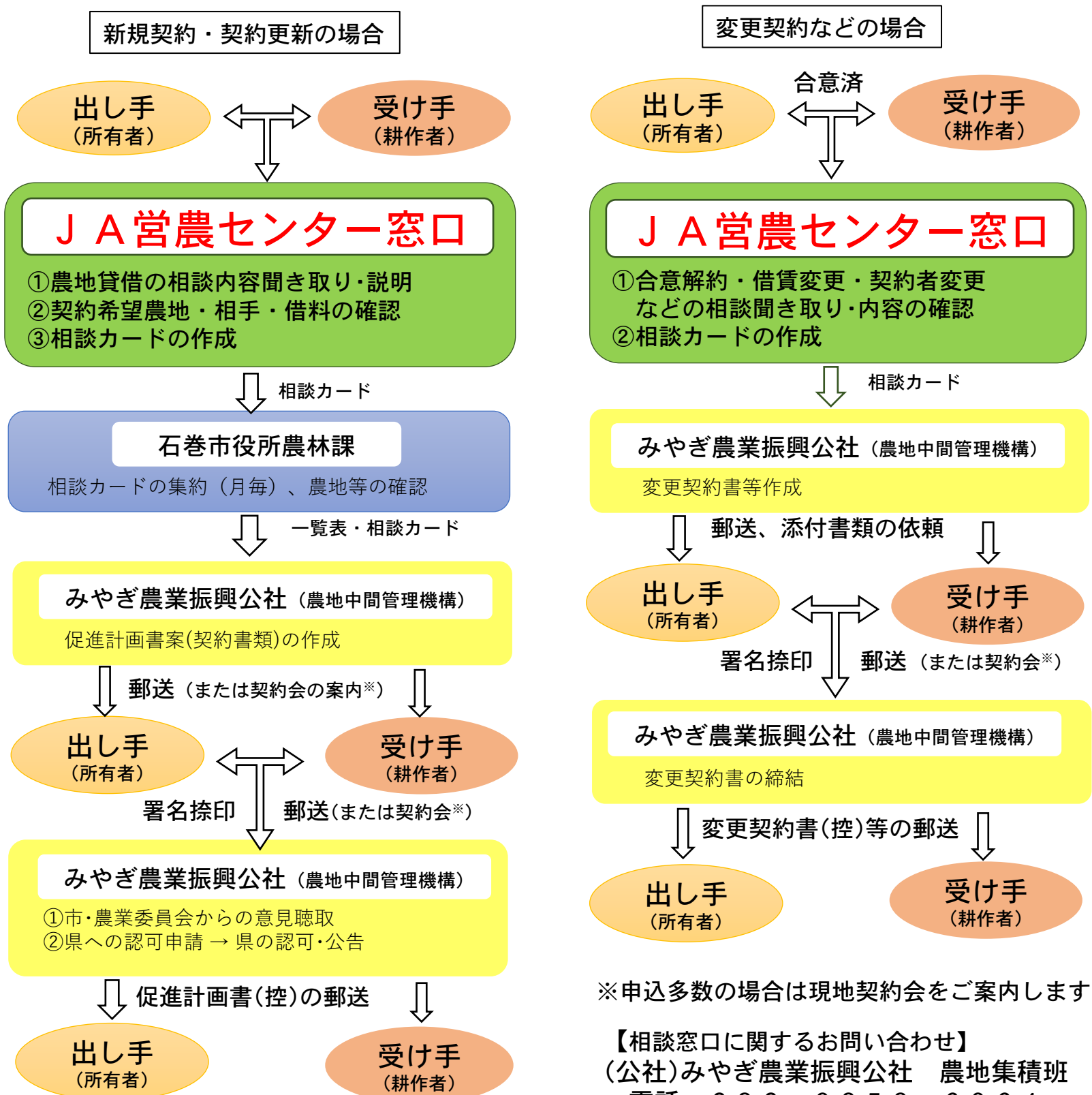
令和8年度より農地中間管理事業相談窓口はJAいしのまき営農センターになります。昨年度実施した当社の「石巻市農地相談会」は、本年度から原則として開催しません。

新規契約や契約の更新、もしくは契約内容の変更等をご希望される方は、

最寄りの**JA営農センター窓口**にご相談ください。

なお、申出頂いた契約に関する書類は、当社から当事者(出し手・受け手)に郵送されます。*

(参考)農地中間管理事業による賃貸契約の申出から認可までの流れ



*申込多数の場合は現地契約会をご案内します。

【相談窓口に関するお問い合わせ】
(公社)みやぎ農業振興公社 農地集積班
電話：080-9252-6364 直通